過激主義宣傳取締法案反對 宣傳ビラ撒布

十四日朝大阪驛前及福島方面に於て過激なる文句を列記した過激派取締法案に反對の宣傳ビラを撒いた自由人聯盟、關西勞働社、赤瀾社外三十餘名のプロレタリア同盟の同人は何れも同社の社員で、人道主義を標榜する勞働者の一團にかけた反對運動の男は同……

する時或人に渡しました、其の人の名前は申されません」

身が粉になつても 頼み人の名は絶對に ――申されませんと頑固に抗ふ――

被告人 仲曾根貞代

『被告は軍人の宿舎を誰に頼まれて調べたのか、堺眞柄にか』『名前を云ふ事は絶對に出來ません

此身が粉になつても名前を云ふ事は出來ません』『然らば其の連れの人に宿所を調べて貰れと何所で頼まれたか』『夫は十二月廿四日の晩、約束の講演に行つた時聞支社で今晩軍隊に宣傳ビラを撒くのであるから兵士の泊つてゐる宿泊所を調べてくれませんか、私は大塚を調べるから貴女は小石川を調べて貰れと頼まれました』『當日宣傳ビラの撒布は

藤良も手傳つたのなら六人ではないかそれは誰か』『私と浦田さんと藤良さんと武さんと他一人で外の者の名前は申上げられません』『被告は頑固ではないか、他の二人は寺田と堺眞柄と既に判つてゐるではないか』『他の二人が寺田と堺眞柄である事が判つて居ればそれでよいではありませんか』『藤良も武も折つて状袋を

投函したりしてゐたか』『その通りと思ひますが誰が何通投函したか其數は知りませんが二百通ばかりの名を區分して投函しました』

朝憲紊亂事件の調書

新宿驛附近の朝日館で宣傳ビラの準備 眞柄の投函したのは廿通

新宿驛附近で軍隊に宣傳ビラを撒いた近藤榮藏、堺眞柄等の調書が發表された其の調書を掲げる

被告人 堺眞柄

『新宿停車場附近の朝日館で軍人に配布する宣傳ビラの準備をしたのであらう』『さうです』『其の宣傳ビラは「兵士諸君に」と題するのと「軍人諸君兄弟よ」と題するのと

二種の印刷であつたか』『左樣です、夜六七時頃一人で始め行つて一旦歸り或人と一緒に又參りました』『前には連立つて行つた人と一緒に歸つたのか』『さうです』『それは誰か』『其の人の名前は何んと云つても申上げる事は出來ません』『仲曾根貞代ではないか』=被告答へず=『貞代なる事は分つて居るがどうか』『何んと云つても

答へる事が出來ません』『朝日館から歸る途中被告は殺送便物を自ら投函したか』『致しました二十通位だつたと覺えてゐます代々木と青山一丁目のポストに投函しました』『朝日館で一緒に發送の準備をしたのは何人か、被告と

浦田と寺田と藤良と眞柄の六人であつたか』『名前は申上げる事は出來ません』『被告も軍人の宿所を調べたか』『大塚邊を四五十軒調べましたそれは手帳に書付け朝日館に持參して準備

第四條 第一條又は第二條の未遂罪は之を罰す

第五條 第一條又は第二條の罪を犯す目的を以て其豫備を爲したる者は三年以下の懲役又は禁錮に處す

第六條 第一條乃至第三條の罪を犯さしむる目的を以て金品を供與し若しくは其他の方法を以て便宜を與へたる者又は情を知りて

第七條 前六條の罪を犯し未だ官に發覺せざる前自首したる者は其の刑を輕減又は免除す

第八條 本法は本法施行區域外に於て第一條乃至第六條の罪を犯せる者にも亦之を適用す

尚ほ第二讀會に於いて第三讀會を開き第一讀會の修正通り可決し同五時散會

大阪全市にビラ撒いた 過激運動取締法案反對ビラ 列車の中まで一萬枚

【大阪電話】十四日早朝大阪市の要所要所に過激社會運動取締法案に反對する宣傳ビラを撒いた者がある

……

其の他列車の中へ投げ込んだものもあり撒布總數は約一萬枚に及んである

大阪驛前や福島で 通行中の勞働者へ 過激法案反對のビラを撒く 主義者釋放

過激運動取締法案に就いては反對の聲盛々たるものあり現に一部社會主義者等は日本勞働聯盟の名で全國各都市に聯絡をとり多數の宣傳ビラを撒布して反對の氣勢を揚げつゝありたること既報の通りであるが十四日朝も大阪驛前及び福島方面で極めて巧妙に多數の檄文を通行中の勞働者に手渡した者がある右の檄文は過般東京で發見押收された不穩ビラよりも遙に大型のもので過激な文字が羅列され勞働團體の名が列記してある曾根崎署で撒布者を嚴重搜査中

過激社會運動取締法案反對の文書を代議士及び全國各地に發送しやうとしたことが發覺して東京大塚署に拘留された社會主義者十八名の中十三名は釋放し五名は今尚拘留中であるが正式裁判を仰ぐことゝなつたので十四日中に釋放することになつた（東京電話）

種時き社の…… 講演會は散々の態 「ダンヒン」が累をなして 遂に中止となつた

所謂「ダンヒン」を呼物にした種蒔き社主催の文藝講演會が十五日夜青年會館で開かれる筈であつたが錦町署では午後五時頃から數十名の正服巡査を派して聽衆を入れず六時頃同社の同人が一同揃つて來ると「禁止」を命じ反抗する場合は一網打盡にすべきことを申渡したので同人等は再三交渉したが要領を得ず群衆と共に散じた

秋田氏等は「朗讀ではいけないと云ふので脚本を各々が持つて朗讀することになつて居たのに禁止するとは不都合だ」「ダンヒン」が削られたから「陳情」の一種の手續をする樣に注意したのに聞き入れず……